

「鏡野町いづのとり支援事業」の実施要綱を改正しました

鏡野町では、不妊治療や不育治療の充実を図るため、「鏡野町いづのとり支援事業」の実施要綱を改正し、平成29年4月1日から一般不妊治療の治療費助成の開始や助成対象者の条件の改正などを行いました。

事業の改正点は、大きく以下の3点になります。

改正点1 一般不妊治療の治療費助成を開始します

鏡野町では、平成29年4月1日から一般不妊治療の治療費助成を開始します。(※1)
(治療に関係のない文書料、部屋代、食事代等は対象になりません。)

一般不妊治療の助成については、年度中10万円までを助成し、通算5年間まで受けられます。なお、年度中の治療回数の制限はありません。

一般不妊治療の助成を受けられる方は、治療が完了し、治療費の支払いを完了した後に申請が可能となります。

(※1) 一般不妊治療の治療費の助成については、一般不妊治療が可能な医療機関(産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科泌尿器科)で治療を実施した場合、各種医療保険が適用される場合は保険適用部分を除く自己負担部分、保険適用外の治療の場合は治療費の全額を助成対象とします。

改正点2 助成対象者の条件が変わります

鏡野町いづのとり支援事業実施要綱の改正により、ご夫婦の所得制限を廃止し、助成対象の条件を次のとおり変更しました。

〈新たな助成対象の条件〉

- ・申請年度の前年の1月1日から申請日まで、夫婦の双方又はいずれか一方が引き続き町内に住所があること。
- ・鏡野町に住所のある夫婦が共に他市町村に住民税を課税されていないこと。
- ・この事業に申請する治療に対して、岡山県を除き、他の市町村から同様の助成金等を支給されていないこと。

※上記3件の全てに該当する方が助成の対象となります。なお、鏡野町補助金等交付規則の規定により鏡野町税等の滞納がある場合は助成金が支給できません。

改正点3 審査は6月1日から開始します

鏡野町いづのとり支援事業の助成金の審査は、治療費の助成を申請された年度の6月1日から開始します。4～5月に申請をされた方については、助成金の支給や決定通知の送付が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係
(〒708-0392 鏡野町竹田660)
電話 (0868) 54-2986
FAX (0868) 54-2891

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請がはじまります。

臨時福祉給付金の支給対象者は、平成28年1月1日(基準日)現在で住民基本台帳に記載されており、平成28年度の住民税が課税されていない方です。(※住民税が課税されている方の扶養親族等となっている方や生活保護受給者は除きます。)

受給対象と思われる方には4月17日以降に申請書を郵送させていただきます。

基準日以降に鏡野町に転入してこられた方は、転入前の住民登録のあった市町村へ申請方法や時期をお尋ねください。

DV被害などで他市町村から住民票を移さずに鏡野町に住んでいる方も、鏡野町で申請できる場合がありますのでご相談ください。

■支給額 対象者一人につき1万5千円

■受付期間 平成29年4月17日～

■支給開始 平成29年8月31日まで
平成29年5月中旬以降より
順次支給予定

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係
電話 (0868) 54-2986
FAX (0868) 54-2891